

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二条第二項」を「第二条第二項及び第三項」に改める。

別表第二第十八号管理者決裁事項の欄 8 中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改め、同欄 9 中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

附 則

この規程は、令和八年九月二十四日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、公布の日から施行する。